

平成29年度環境影響評価審査会（第9回）の質疑等概要

平成30年1月25日／環境立県推進課

■一般意見と事業者の見解 及び 地元地区説明会の状況（事業者の説明）

○一般意見の傾向と事業者の回答方針

- ①事業及び環境影響評価手続の進め方への意見に対しては、不安を与える進め方となったことへのお詫びと、現在の状況等を説明する。
- ②環境影響・健康影響を懸念する意見に対しては、環境影響評価の調査・予測・評価の中で、住民等からの意見も踏まえながら、環境影響を回避・低減できるような事業を進めていく。
- ③事業規模に関する意見に対しては、事業実施区域と周辺の状況を考慮した最大の規模として方法書に記載したものであり、今後、環境影響評価の手続等を通じて計画を精査していく。
- ④事業に反対する意見に対しては、今後の説明会等で丁寧に説明し、理解を得ていきたい。
※今後の説明会等で丁寧に説明し理解を得ていく趣旨の回答方針は①～③にも共通

○前回の審査会以降に実施した説明会（法の手続外）の状況

- ・気高町殿地区（12/16、出席者31名）、会下地区（12/23、出席者22名）で説明会を開催した。
- ・布勢の清水に関する調査や騒音、また地区の所有地に係る扱いや地域還元の内容に関し意見・質問があった。
- ・いずれの地区も、この度の説明会においては賛成・反対の意思表示はなく、調査が終わるまで様子見と言った印象を受けた。

○前回審査会における回答の補足

- ・鳥取市空山放牧場における風車と牧場との距離について、図により補足説明された。

■質疑概要

【質疑】※一般からの意見及び事業者見解の説明後

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
(総括的事項)		
1	今後の説明会の予定を教えてください。 地元の住民の理解が一番重要だと思う。よく周知した上で進めてほしい。	確定したものはないが、具体のものとして青谷町早牛などで説明会開催を調整している。また、手法は検討中だが本調査に入る前にも住民への説明を実施したいと考えている。
2	学校・施設等への説明について、積極的に実施していただきたいと思うが、どのように進めていく考えか。	説明の必要性については認識しているところ。現時点で誰にどのようにアプローチするかということは検討できていないが、事業者側から打診していきたい。
3	説明のあった地区説明会の参加人数は戸数に対して何%程度にあたるか。	具体的に何%というのは確認していないが、今回の説明会は各世帯が集まる集会の前（殿地区）や総会の前（会下地区）のタイミングで実施したので、相当数出席されたものと認識している。
4	住民目線で考えると、数字を並べられてもなかなかピンとこない。また視覚や聴覚などは単独ではなく、複合的な影響があると思われる。実際に同じような規模の風車を見るのが一番分かりやすい（イメージがつかみやすい）と思うが、例えば住民から要望があれば現地視察などを行うことは可能か。既存風車の1.5倍の大きさと言われてもイメージしにくく、紙の上や映像によるものだけでなく、体感できる形があるとよいと思う。	視察先事業者の了解や距離、費用などに折り合いがつけば、現地視察は可能とは思う。ただし、どこに行くかという点に検討が必要で、適切にメンテナンスされた事例を見てももらわないと、別の印象を与える結果になりかねない。

(騒音・超低周波音)		
5	<p>「一般意見と事業者見解」P118の意見17 No7に関連して、再確認だが以前の議論で「下限値を設定したい」という事業者見解だったと思うが、対してこの一般意見は「下限値を設定してほしくない」という意見だと思われる。</p>	<p>意見書に記載された質問事項への回答として、「下限値を設定したい」という見解を示したところで、この意見を出された方とは議論をしたいと考えている。</p> <p>環境省の指針に基づく下限値の設定に当たっては40dBと35dBが取り得るが、「特に静音な音環境を保全すべき地域」においては、保守的なものとして35dBで評価することを提案するもの。</p>
6	<p>(番号5の回答を受けて) 保守的に評価するとなれば「下限値を設定しない」ということになるのではないかと。そのあたり行き違いや誤解があってはいけないところ。この見解に対する意見のやりとりはないのか。きちんと意見者とすりあわせが行われる必要があると考える。</p>	<p>現時点ではやりとりがないところだが、今後議論し、双方納得した形で評価したい。</p> <p>なお、世界的にdBで設定している基準では35dBというのが一番低いということもあり、環境省もそのような知見を踏まえ35dBという値を下限値として設定したものであるため、下限値を設定することが適切な評価につながるものとする。</p> <p>また、下限値以外でもシミュレーションのパラメーターにも選択の余地が多少あるところ。そのあたりも含めて議論をしていきたい。</p>
(風車の影)		
7	<p>前回審査会への補足として、ドイツや他のヨーロッパのシャドーフリッカーの指針を示されたが、ドイツでも風車の規模やサイズなどは同程度か。またヨーロッパ指針について、課題などは承知しているか。</p>	<p>基本的には同程度の規模で、世界的に3000kw級の風車が主流と聞いている。課題については把握出来ていない。</p>
(動植物・生態系)		
8	<p>「一般意見と事業者見解」の例えばP95意見6 No8などコウモリ類に関する意見にあるような対策をとる考えはあるか。また、コウモリ類はまだ研究結果があまりない部分もあると聞くので、海外事例も含めて専門家の意見を聴きながら進めてほしい。</p>	<p>可能性としてはある。コウモリ類については他事業の事例も踏まえ、意見にあるものだけでなく、他の選択肢も含めて検討したい。</p>
(景観)		
9	<p>事業への反対意見で「景観が変わるから」という意見はあるか。景観は必ず変わってしまうと思う。</p>	<p>意見はある。景観に限らず環境影響はゼロにはできないので、できるだけ配慮していくこと、コミュニケーションを取ることで地域への還元などを含めて総合的に勘案して理解を求めたいとする見解としている。</p>
10	<p>確認だが、夜の景観に係るフォトモンタージュは作成するのか。</p>	<p>作成する。航空障害灯の光度や色(赤か白)を選ぶことができるため、今後検討したうえでフォトモンタージュを作成する。なお、現時点では白い光で検討している。</p>
11	<p>県の施策で星取県が掲げられているが、星や夜空への配慮はどのように考えているか。ライトアップはされないとと思うが。</p>	<p>ライトアップは行わない。航空障害灯の光度は航空法の規定も踏まえながらだが、最低限に抑えられるよう考えている。</p>
12	<p>景観について、現時点で事業の住民説明の中でイメージ図の様なものを提示しているのか。</p>	<p>事業に係るフォトモンタージュなどは現時点で示していない。</p> <p>なお、そもそもフォトモンタージュがどのようなものかイメージいただくため、他事業におけるフォトモンタージュを示した。</p>
13	<p>住民の自宅からどのように見えるかといったイメージはまだないということか。フォトモンタージュが説明会で最初に出て来るのはいつか。</p>	<p>現時点ではまだない。少なくとも準備書の説明会では示すこととなると考えている。</p>

(その他確認事項等)		
14	「一般意見と事業者見解」P4～の意見 3-1 の各所で「西因幡山地学術調査報告書」に関する意見があり、事業者見解では項目により採用にされたりされなかったりといった見解が示されている。採用・不採用の基準はどのような考え方か。	当該報告書の内容は事業実施区域外の内容となっている。そのため例えば基礎資料をまとめる上で、周辺地域の地形・地質に関する情報等は採用すべきと考えるが、事業区域内における基準等としては採用しないとの見解とした。また、動植物等の情報については、県がまとめるレッドデータブックに吸い上げられているためフォローした形になっている。
15	(番号 14 の意見を受け) 例えば「一般意見と事業者見解」P7 意見 3-1No. 12 では、「本書を根拠として、『長尾鼻台地』を重要な自然環境のまとまりと上げない」という事業者見解が示されているが、これは、長尾鼻台地そのものを重要な自然の環境のまとまりとして挙げないということではなくて、本書を根拠として挙げるものではないという趣旨か。	ご指摘のとおり。 なお、別の文献等で記載があったことから「長尾鼻台地」を配慮書、方法書に地点として記載しているところ。
16	前回審査会の補足の図（空山放牧場と風車との距離関係）で、牛舎との距離はどのように出したのか。正確なものではないと思われるが、きちんと現地で測る必要はないのか。	距離は Google アースの機能を利用して出したもので、今回は大まかな距離をお示ししたもので、今後の検討において、空山放牧場における正確な距離が必要となった際には現地で測定することも検討する。

【質疑】※知事意見の構成案の説明後（参考：別配布資料「意見の構成案（案）」）

※意見案の修正をご確認いただくため、発言委員名を記載しています。

番号	質問・意見概要	事務局の回答
17	番号 11 について、調査地点の「妥当性を確認すること」と記載しているが、妥当な理由をこじつけられる可能性もある。より適切な調査地点があればそちらが選定されるよう「適切な調査地点を検討すること」といった趣旨が伝わる表現としてはどうか。 (梶川委員)	御意見を踏まえて修正する。
18	番号 12 について、「近年増加傾向にある集中豪雨の傾向も踏まえて」の文言は削除しても良いのではないかと。集中豪雨等の想定外の話をする前に、まずはその濁水の発生量が示されることが必要ではないかと。 (清水委員)	御意見を踏まえて修正する。
19	番号 13 の地下水調査では「ボーリング調査」や「弾性波探査」等を例示されているが、他との並びを考えると例示は不要ではないかと。他にも手法として「電気探査」などの手法もある中、例示することで選択肢を限定してしまう結果にもなりかねないのではないかと。 (中村委員)	御指摘を踏まえて修正する。
20	番号 14 の「路頭」は「露頭」の誤字である (中村委員)	御意見を踏まえて修正する。
21	番号 15 について、風車の影の影響を「住居等に及ぼすことがないよう」とあるが、「住居」というよりは例えば「住民生活」等に影響を及ぼすことがないようにといった表現の方が適切ではないかと。 (角野委員)	御意見を踏まえて修正する。
22	番号 16 について、「動物調査」と記載しているが、説明欄には植物の記載もあるので、「動植物調査」や「生物調査」等と記載してはどうか。(佐野会長)	御意見を踏まえて修正する。

23	<p>番号 18 について、一般意見を見ると現地調査の適切な時期等について事業者の考え方とずれがある部分もあるかと思う。そのずれを埋める方法として、住民参加の意味でもよく野鳥等の観察をしている住民等からの情報を参考にできるようなやり方がなにかあればよいのではないか。(角野委員)</p>	<p>御意見を踏まえ、例えば「住民へのヒアリング」といった内容の追記を検討する。</p>
24	<p>番号 19 の理由欄について「臨む」が使用されているが、「臨む」は近く、「望む」は遠くといった意味が含まれると思うが用法は適切か。 (中村委員)</p>	<p>御意見を踏まえて修正する。</p>
25	<p>番号 19 の意見だけ見ると、交通手段からの景観のみ記載されており、近隣住居等からの景観という内容もあった方が良いのではないか。過去の知事意見で述べているかもしれないが。(中村委員)</p>	<p>配慮書段階での知事意見で「身近な景観」について意見を述べており、この度の方法書において、地域を代表する地点として公民館等からの景観を予測・評価の対象とされているところ。 一方、方法書では交通機関からの景観については言及されていないことから、追加を求める趣旨で記載したもの。</p>
26	<p>(会議後)「等」と「など」の表現が混じっているため、県公文書のルールに従って、表現を整えた方が良いのではないか。(角野委員)</p>	<p>県公文書において、「等」と「など」のはっきりとした使い分けはないが、この度のご指摘を踏まえ統一的な書きぶりとなるよう、名詞に続くものは「等」、動詞に続くものは「など」で統一する。</p>